

志摩市職員（看護師・准看護師）募集要項

志摩市役所

平成23年度の職員採用試験（採用は平成24年4月1日）を次のとおり実施します。

1 募集職種

志摩市民病院 看護師・准看護師 8人

2 受験資格

- ①看護師資格または准看護師資格を有し、シフト制による三交代勤務が可能な人
（採用時まで資格取得見込みの人を含む）
- ②昭和47年4月2日以降に生まれた人
- ③志摩市に通勤可能な人
- ④地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない人

3 試験の方法

試験科目	内容
作文試験	指定テーマによる作文試験（800字程度）
面接試験	個別面接方式による面接試験

4 申込書の入手方法

入手方法は、次の2とおりあります。

(1) 直接入手する場合

配布期間	平成24年1月4日(水)～平成24年1月20日(金) 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
配布場所	総務部総務課（市役所5階）、志摩市民病院、各支所

(2) 郵送で請求する場合

封筒の表には朱書きで「看護師採用試験申込書請求」と記入し、平成24年1月16日(月)までに次の宛先に送付してください。

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22 志摩市役所 総務部 総務課
--

封筒の中には、自分の住所・氏名を記入し、120円分の切手を貼付した返信用封筒（角2サイズ 縦330mm×横240mm）を同封してください。

※返信用封筒表面の自分の名前の下には、「様」と書き入れてください。「行」「宛」等は記入しないでください。

5 申込手続き

申込方法	<p>申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて持参又は郵送(受付期間内必着)により提出してください。</p> <p>① 受験申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真(4 cm×3 cm)を貼付 写真の裏には氏名を記入のこと 3か月以内に撮影した正面、上半身、脱帽、無背景のもの <p>② 受験票(ハガキ)</p> <p>本人へ送付しますので、表面には受験者本人の住所・氏名を記入し、50円切手を貼付してください。(自分の名前の下には、「行」「宛」等は記入しないでください。)</p> <p>裏面は、何も記入せず白紙で提出してください。</p> <p>③ 看護師免許証または准看護師免許証の写し (取得見込みの人は資格取得見込み証明書を提出)</p>
申込書提出先	<p>〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22 志摩市役所 総務部 総務課 電話0599-44-0201</p> <p>※郵送により申込書を提出される場合は、朱書きで「看護師採用試験申込書 在中」と記入し、<u>申込受付期間内必着</u>で送付してください。</p>
申込受付期間	<p>平成24年1月4日(水)～平成24年1月20日(金) (但し土日祝日は除く。)</p> <p>午前8時30分～午後5時15分</p>

6 試験の日時及び会場

試験日	平成24年2月5日(日)
試験会場	志摩市役所 4階 404会議室 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22
試験時間	<p>受付 午前 8時30分～午前 8時50分</p> <p>説明 午前 8時50分～午前 9時00分</p> <p>作文試験 午前 9時00分～午前10時00分</p> <p>面接試験 午前10時15分～</p>

※1月31日(火)までに受験票が到着しない場合は、総務部 総務課 人事研修係まで連絡してください。

7 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

作文試験及び面接試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験終了後、約2週間後に受験者に通知します。

8 採用予定年月日

平成24年4月1日

9 給与等

給与、その他の勤務条件は、志摩市条例規則等によります。

10 勤務先

志摩市民病院

(人事異動により勤務先を変更することがあります。)

11 問い合わせ先

この試験に関するお問い合わせは、志摩市総務部総務課人事研修係へお願いします。

(電話0599-44-0201)

12 その他

お預かりしました個人情報、市の職員採用試験に必要な範囲のみに利用させていただきます。

なお、採用試験に伴ってお預かりしました各種書類(申込書等)は、返却することができませんので、あらかじめご了承ください。

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が本市職員(事務職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」には、将来においても、任用されません。

「公権力の行使」に係る職務について

- 1 住民に対して命令、強制等を加え、一方的に住民の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 住民に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務
(「公権力の行使」に係る職務の具体例)
 - 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の利用許可、道路の占用許可などに係る業務

(1) 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、課長及び課長に類する権限を有する職と、志摩市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する事務に就く職が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる課長補佐までの昇任は可能となります。